

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 海岸保全区域の変更(三件) (水産業基盤整備課) 三
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 四
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始 (同) 五
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課) 五
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (同) 五
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 六
- 都市計画事業の認可 (同) 六
- 企業職員給与規程の一部を改正する管理規程 (教育局) 六
- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 六
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等 (選挙管理委員会) 七

ページ

告 示

○宮城県告示第三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐々木医院	石巻市和潤字和潤町八六	令和五年十二月二十八日
ナースステーションまるこ	多賀城市東田中二丁目四〇―三三多賀城ロジユマンG棟一―〇四	令和五年十一月一日
ささき薬局	加美郡加美町字町屋敷二番二番地	令和三年四月一日
訪問看護ステーションナースケア岩沼	岩沼市中央二丁目五―一二	令和四年十月一日
明石台内科循環器科医院	富谷市明石台五丁目一―四	令和五年十二月一日
熊井皮膚科医院	石巻市中央一丁目一〇―二三	令和五年十二月一日
阿部歯科医院	石巻市末広町二―四八	令和五年十二月一日
清水沢クリニック	塩竈市清水沢三―一四―二四	令和五年十二月一日
光ヶ丘保養園	気仙沼市浪板一四〇	令和五年十二月九日
齋藤外科クリニック	気仙沼市東新城一―二二―一	令和五年十二月一日
熊谷歯科医院	気仙沼市八日町二―三三―一	令和五年十二月一日
千葉歯科医院	気仙沼市東新城三丁目一〇―二〇	令和五年十二月十二日
かもめ薬局東新城店	気仙沼市東新城三―一―一	令和五年十二月一日

丹野小児科医院	名取市大手町三二六二〇一	令和五年十二月一日
ささはら総合診療科	登米市迫町佐沼字江合一丁目八八	令和五年十二月一日
中嶋歯科医院	栗原市若柳字川北新町五五	令和五年十二月一日
岩瀬歯科医院	栗原市栗駒岩ヶ崎八日町五三二二	令和五年十二月九日
さんかくデンタルクリニック	東松島市矢本字関の内一五	令和五年十二月一日
ヨネキ薬局古川バイパス店	大崎市古川城西二一七四三	令和五年十二月一日
しらかし台医院	宮城郡利府町しらかし台二二二一	令和五年十二月一日
青葉台クリニック	宮城郡利府町青葉台三一七七八	令和五年十二月一日
そうま歯科医院	宮城郡利府町青山三二四〇一三	令和五年十二月一日
エム薬局	宮城郡利府町中央二一八一	令和五年十二月一日
塚本耳鼻咽喉科医院	黒川郡大和町吉岡字中町六〇	令和五年十二月八日
おのでら歯科医院	黒川郡大衡村大衡字鍛冶屋沢三一	令和五年十二月一日
南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田一一二番地	令和五年九月一日

○宮城県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
山内皮膚科医院	石巻市中央三一五一二四	令和五年十月三十一日

坂井内科胃腸科	石巻市中里三一〇一一	令和五年十月三十一日
大宮歯科クリニック	塩竈市尾島町六番八号	令和五年九月三十日
竹の里歯科・矯正科クリニック	岩沼市竹の里一一二二二二	令和五年十月三十一日
平田歯科クリニック	栗原市栗駒岩ヶ崎上町裏四番地七	令和五年十一月五日
大沼歯科医院	柴田郡村田町村田字西四八	令和五年十月三十一日

○宮城県告示第三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇八〇一	グループホームRA SIEL美田園 名取市美田園五丁目四番地四	短期入所	株式会社ラシエル	令和六年一月一日
〇四一一五〇〇九八六	短期入所 大崎古川 荒谷 大崎古川 荒谷字新 小道五十四一	短期入所	ソーシャルインクルー株式会社	令和五年十二月一日
〇四二〇七〇〇六〇一	グループホームRA SIEL美田園 名取市美田園五丁目四番地四	共同生活援助	株式会社ラシエル	令和六年一月一日
〇四二二五〇〇八一〇	ソーシャルインクルーホーム大崎古川 荒谷 大崎古川 荒谷字新 小道五十四一	共同生活援助	ソーシャルインクルー株式会社	令和五年十二月一日
〇四二二六〇〇〇三二	グループホームラ ウレア 富谷市鷹乃杜二丁目十三一十九	共同生活援助	株式会社TK	令和六年一月一日

○宮城県告示第三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇七〇〇五二〇	事業所の名称及び所在地	短期入所 あすもね 名取市美田園五丁目四一四	廃止する指定障害福祉サービスの種類	短期入所	設置者名	株式会社ウエナルス パート	廃止年月日	令和五年十二月三十一日
〇四二〇七〇〇五三六	共同生活援助 あすもね 名取市美田園五丁目四一四	共同生活援助	株式会社ウエナルス パート	令和五年十二月三十一日					

○宮城県告示第三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十四年宮城県告示第二百六十九号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名	指定区域
仙台湾沿 海岸	荒浜漁港	荒浜地区 （築港地区外 洋分）	次に掲げるイ点からフ点までを順次結んだ線及びイ点とヲ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 亘理町荒浜字築港通り三八の一番地内の北緯三八度〇二分〇四秒九七四六東経一四〇度五五分一〇秒一三二一に設置した測量鉄 イ点 基点A点から一三三度五九分四一秒六四・七二〇メートルの地点 ロ点 イ点から一〇度四一分三三秒五八一・六六四メートルの地点 ハ点 ロ点から一度二五分四七秒七九・三二一メートルの地点 ニ点 ハ点から三三七度四分四七秒二三五・四三〇メートルの地点 ホ点 ニ点から二九四度五分五四秒五二・二五九メートルの地点 ヘ点 ホ点から八六度四七秒三八秒二一・九九三メートルの地点 ト点 ヘ点から一三三度二分四五秒二・六二五メートルの地点 チ点 ト点から六六度〇二分〇八秒五・七八五メートルの地点	

リ点	チ点から八六度三三分二八秒六一・九二二メートルの地点
又点	リ点から八度五五分五八秒一〇・六七一メートルの地点
ル点	又点から八八度三一分一三秒三九六・三〇六メートルの地点
ヲ点	ル点から一八五度三六分三三秒八八九・二六〇メートルの地点

○宮城県告示第三十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十四年宮城県告示第百四十八号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名	指定区域
仙台湾沿 海岸	荒浜漁港	荒浜地区 （吉田大畑地 先海岸）	次に掲げるイ点からニ点までを順次結んだ線及びイ点とニ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 亘理町荒浜字築港通り三八の一番地内の北緯三八度〇二分〇四秒九七四六東経一四〇度五五分一〇秒一三二一に設置した測量鉄 イ点 基点A点から一五九度四七分四七秒八六・一六三メートルの地点 ロ点 イ点から九〇度一〇分三八秒三六九・四四四メートルの地点 ハ点 ロ点から一九七度三五分五四秒八四九・二五五メートルの地点 ニ点 ハ点から二八〇度四分四六秒二八〇・〇〇二メートルの地点	

○宮城県告示第三十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成十七年宮城県告示第八百五十二号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名	指定区域

岸 仙 台 湾 沿	荒 浜 漁 港 海 岸	荒 浜 地 区 海 岸 （ 築 港 地 区 漁 港 周 辺 ）	次に掲げるイ点からオ点までを順次結んだ線及びイ点とオ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 亘理町荒浜字築港通り三八の一番地内の北緯三八度〇二分〇四秒九七四六東経一四〇度五五分一三秒一三二一に設置した測量鉄 イ点 基点A点から一三三度五九分四一秒六四・七二〇メートルの地点 ロ点 イ点から一〇度四一分三三秒五四・五〇七メートルの地点 ハ点 ロ点から二六八度〇二分一三秒一一五・四七二メートルの地点 ニ点 ハ点から二八〇度五五分二七秒二九・五〇二メートルの地点 ホ点 ニ点から二八八度四六分二二秒三八・〇七一メートルの地点 ヘ点 ホ点から二九五度一五分〇七秒三八・一九〇メートルの地点 ト点 ヘ点から三〇六度一〇分一三秒一一・七〇〇メートルの地点 チ点 ト点から三四一度四六分四七秒一四・六〇〇メートルの地点 リ点 チ点から三五〇度五六分三一秒四一九・四五七メートルの地点 ヌ点 リ点から二八五度五五分一五秒四八四・五八一メートルの地点 ル点 ヌ点から一九五度五三分五八秒二七六・四九九メートルの地点 ヲ点 ル点から二七度三七分二九秒二六・一二五メートルの地点 ワ点 ヲ点から三三〇度〇一分四七秒一二・一一四メートルの地点 カ点 ワ点から二三〇度〇一分三〇秒一・九〇五メートルの地点 ヨ点 カ点から一四五度一〇分二六秒一・三五七メートルの地点 タ点 ヨ点から二三八度二八分三三秒〇・四〇三メートルの地点 レ点 タ点から一四一度〇〇分四八秒三・五三〇メートルの地点 ソ点 レ点から二三八度二七分二八秒一・七八三メートルの地点 ツ点 ソ点から一六七度四〇分三三秒五五・三八三メートルの地点 ネ点 ツ点から一三八度〇〇分三三秒八一・七〇〇メートルの地点 ナ点 ネ点から一〇五度〇一分五七秒三五四・四九九メートルの地点 ラ点 ナ点から三二六度一九分一三秒二三四・一九九メートルの地点 ム点 ラ点から二八四度四五分二五秒一七一・二〇一メートルの地点 ウ点 ム点から一五度二八分二三秒一五三・〇〇〇メートルの地点 エ点 ウ点から一〇五度五一分四三秒三八〇・九〇〇メートルの地点 オ点 エ点から一七〇度五六分三六秒四〇一・〇〇〇メートルの地点 カ点 オ点から一六度三三分四六秒一四七・三〇〇メートルの地点
-----------------------	----------------------------	--	---

○宮城県告示第三十七号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
令和六年一月二十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
令和六年一月二十六日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号（宮城県知事許可）
株式会社日創 佐藤 象二郎	仙台市泉区住吉台東五丁目八番地三	般一三 第二万二千六百五十四号
株式会社小林組 小林 竜二	仙台市宮城野区栄一丁目一―二十三	般一三 第二万二千五百四十四号
株式会社TF 西川 雄貴	仙台市宮城野区岡田字浜通五十三―一	般一三 第二万二千七百七十三号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確知できず、令和五年十二月八日付け宮城県告示第七百五十六号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年一月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路 線 名 東和登米線
三 道路の区域

変更の区間						変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
登米市登米町大字日根牛字小川向八番 三地先から 同市登米町大字日根牛字阿羅田二番二 地先まで						A		四・五 一三・一		四五四・三		上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
						前B		一・五 一四・六		四五四・三		
						C		九・〇 一〇・二		一七七・〇		
						後B		一・五 一六・三		四五四・三		
C						九・〇 一〇・二		一七七・〇				

○宮城県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年一月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和登米線	登米市登米町大字日根牛字小川向八番三地先から同市登米町大字日根牛字阿羅田二番二地先まで	令和六年二月一日

○宮城県告示第四十号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業
- 2 名称 一番町三丁目七番地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十一号
利府町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 浜田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 仙塩広域都市計画都市再生特別地区（一番町三丁目七番地区）

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>仙塩広域都市計画地区計画</p> <p>2 名称</p> <p>一番町三丁目地区計画</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>宮城県庁（土木部都市計画課）</p> <p>○宮城県告示第四十四号</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。</p> <p>令和六年一月二十六日</p> <p>一 組合の名称</p> <p>利府町新太子堂土地区画整理組合</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>宮城郡利府町利府字新館九番地</p> <p>三 設立認可の年月日</p> <p>令和三年二月二十六日</p> <p>四 変更認可の年月日</p> <p>令和六年一月二十二日</p> <p>○宮城県告示第四十五号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。</p> <p>令和六年一月二十六日</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>白石市</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>仙南広域都市計画公園事業</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>2 名称</p> <p>五・四・三号 防災公園しろいし</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>令和六年一月二十二日から令和九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県白石市斎川字中斎川及び字小深田地内 宮城県白石市中目字南田及び字三反田並びに字宮田地内 <p>2 使用の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県白石市斎川字中斎川地内 宮城県白石市中目字南田地内 	<p>企業局</p> <p>○宮城県企業局管理規程第三号</p> <p>企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。</p> <p>令和六年一月二十六日</p> <p>宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也</p> <p>企業職員給与規程の一部を改正する管理規程</p> <p>企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十五項中「から十二号俸までの号俸」を削り、「十四万八千二百円」を「十四万九千二百円」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この管理規程は、令和六年一月二十六日から施行し、改正後の附則第十五項の規定は、令和五年十月一日から適用する。</p>
<p>○宮城県教育委員会告示第二号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。</p> <p>令和六年一月二十六日</p>	<p>教育委員会</p>		

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日時 令和六年二月二日 午前十一時

二場所 教育委員会会議室

三事件

第一号議案 職員の仕事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二有料老人ホームのような項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム中野あおばの杜

同 市宮城野区中野五丁目七番八

附則

この告示は、令和六年一月二十六日から施行する。